

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号</p>
<p>(条例の最高規範性等) 第 3 条 略 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>	<p>第 6 章 自治推進委員会の設置等 (委任) 第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとしします。</p>	<p>第 6 章 条例の検証及び見直し (条例の検証及び見直し) 第 38 条 市長等は、この条例の施行後、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。 2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。</p>	<p>第 10 章 条例の実効性の確保 (条例の実効性の確保) 第 40 条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。 2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。 3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとしします。 4 市長は、第 2 項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。 (条例の見直し) 第 41 条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。</p>	<p>(条例の見直し) 第 11 条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。 (委任) 第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。</p>